

建築基準法第93条の2の規定に基づく書類を閲覧に供する閲覧場所及び
閲覧に関する規程

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定により、建築
基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定に基づく書類を閲覧に供する閲覧場所及
び閲覧に関する規程を次のとおり定める。

第1 閲覧の場所

| | |
|----------------------|-------------------------------------|
| 札幌市中央区北3条西6丁目 | 北海道建設部住宅局建築指導課内 |
| 岩見沢市8条西5丁目 | 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室 建設指導課内 |
| 札幌市中央区北3条西7丁目 | 北海道石狩振興局産業振興部建設指導課内 |
| 虻田郡俱知安町北1条東2丁目 | 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室 建設指導課内 |
| 室蘭市海岸町1丁目4番1号 | 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室 建設指導課内 |
| むろらん広域センタービル | |
| 浦河郡浦河町栄丘東通56号 | 北海道日高振興局産業振興部建設指導課内 |
| 函館市美原4丁目6番16号 | 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室 建設指導課内 |
| 檜山郡江差町字陣屋町336 番地3 | 北海道檜山振興局産業振興部建設指導課内 |
| 旭川市永山6条19丁目 | 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室 建設指導課内 |
| 留萌市住之江町2丁目1番地2 | 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設 指導課内 |
| 稚内市末広4丁目2番27号 | 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室 建設指導課内 |
| 網走市北7条西3丁目 | 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設 行政室建設指導課内 |
| 帯広市東3条南3丁目 | 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室 建設指導課内 |
| 釧路市浦見2丁目2番54号 | 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室 建設指導課内 |
| 根室市常盤町3丁目28番地 | 北海道根室振興局産業振興部建設指導課内 |

（注）

（1）北海道建設部住宅局建築指導課内においては、本庁の建築主事が所掌する建築物の
確認申請に係る建築計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書のみを閲覧するこ

とができる。

- (2) 各総合振興局・振興局各建設管理部建設行政室建設指導課内及び各振興局産業振興部建設指導課内においては、当該総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）の建築主事が所掌する建築物又は工作物の確認申請に係る建築計画概要書又は築造計画概要書及び建築基準法令による処分等の概要書並びに当該総合振興局等の区域内に存する建築物の定期調査報告概要書、昇降機若しくは遊戯施設又は建築設備の定期検査報告概要書、指定道路図及び指定道路調書並びに当該総合振興局等において行われる建築で、本庁の建築主事が所掌する建築物の確認申請に係る建築計画概要書及び処分等概要書の写しを閲覧することができる。

第2 閲覧に関する規定

（閲覧日及び閲覧時間）

- 第1条 建築計画概要書、建築計画概要書の写し又は築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「概要書等」と総称する。）の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

| | |
|------|---|
| 閲覧日 | 北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日 |
| 閲覧時間 | 午前9時から午後5時まで |

- 2 前項の規定にかかわらず、北海道建設部住宅局建築指導課長、総合振興局長又は振興局長（以下「建築指導課長等」という。）は、管理運営上必要と認めるときは、閲覧所を臨時に休所し、又は閲覧時間を変更することができる。

- 3 前項の規定により、閲覧所を休所し、又は閲覧時間を変更するときは、建築指導課長等は、閲覧所にその旨を掲示しなければならない。

（閲覧手続き）

- 第2条 概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧請求簿に所定の事項を記入し、概要書等を借り受け、閲覧し終わったときは、これを返納しなければならない。

（閲覧心得）

- 第3条 概要書等は、閲覧の場所以外に持ち出すことはできない。

- 2 概要書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

（閲覧の中止及び禁止）

- 第4条 次のいずれかに該当する場合は、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 前条第2項の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 法第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧を請求する者

三 その他建築指導課長等が不相当と認める者

(費用の弁償)

第5条 閲覧中の概要書等を破損し、汚損し、又は亡失した者に対し、これを補正し、又は作成するために必要な費用の弁償を命ずることができる。

附則

1 この告示は、平成17年6月1日から施行する。

2 平成11年北海道告示第771号は、廃止する。

附則(平成22年3月26日告示第10405-2号)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成22年5月28日告示第10613号)

1 この告示は、平成22年6月1日から施行する。